

第四号様式（第三十一条関係）

第 号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法による徴収金滞納者の
財産差押をする職員の証

年 月 日 発 行
年 月 日 まで有効

国土交通大臣



自動車損害賠償保障法抜すい

第八十条第四項 国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

八・五センチメートル

六センチメートル

六センチメートル